

平成22年6月定例会 原案可決・全会一致

議会案第4号

複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成22年6月23日

提 出 者

郡山市議会文教福祉常任委員会委員長 大 城 宏 之

複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書

少子化による児童数減少によって、複式学級による指導を行わなければならない学校も増えている。福島県における複式学級は年々増加し、平成21年度は公立小学校で220学級が設置されている。県及び各自治体では、複式学級の実質解消に向け教員加配に努力されているが、まだまだ解消されていない。

複式学級では、一人の教師が時間を区切って学年の異なる子どもたちに直接指導とプリント学習等による間接指導を行っている。学習指導において、直接・間接指導の切り替えがスムーズに行かず学習が停滞したり、間接指導時に思考の中断が生じたりする。課題を克服するために、教員は日々研修を積んで複式学習指導法の技術を身につけ、子どもたちの豊かな学習活動を保障するために多様な工夫・支援を行っている。

複式学級設置の小規模小学校では、児童も教職員も大きな負担を抱えながら学習活動、学校運営を行っている現状にある。児童及び教職員の負担を軽減し、たとえ少人数でも平等な教育を受けられるよう、複式学級を解消する教職員定数基準の改善を強く願うものである。

また、小規模校ということで、事務職員または養護教員が未配置の学校もある。子どもたちの学校生活を支える学校事務職員、子どもたちの健康・安全を支える養護教員の役割は通常の学校と同等である。小規模校であっても全校に配置し、子どもたちの学校生活、学習活動を支える教育条件を整えることが必要である。さらに、給食の食数減により、自校給食実施校にもかかわらず、栄養教職員が配置されていない学校も多く存在する。栄養教職員の配置されていない学校では、その業務を養護教員等が担っており、自らの業務と合わせて負担過重となっている。食の安全、食育の推進においても、栄養教職員の配置基準の改善が必要である。

よって、国においては、下記事項について実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 子どもたちに豊かな教育を保障するために、複式学級を解消する教職員定数基準の改善及び小規模学校における事務職員、養護教員、栄養教職員の配置基準の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

郡山市議会